

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

10月1日から医療費の窓口負担割合が見直されることとともない
皆さまの保険証(後期高齢者医療被保険者証)が新しくなります

- 10月1日から、**一定以上の所得がある人は、医療費の窓口負担割合が2割になります。**
- ※現役並の所得者(現行の制度で3割の人)は、10月1日以降も3割です。
- 10月1日以降、医療機関などに受診される際は、9月中旬頃にお届けする新しい**保険証(見直し後の窓口負担割合が記された保険証)**を**必ず提示してください。**

9月30日まで**薄い黄色**

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和4年9月30日

後期高齢者医療被保険者証 有効期間	令和4年9月30日
被保険者番号	〇〇〇〇〇 令和4年9月30日
住所	岐阜市津島1丁目1番地
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
有効期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合

10月1日から**薄い青色**

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和5年7月31日

後期高齢者医療被保険者証 有効期間	令和5年7月31日
被保険者番号	〇〇〇〇〇 令和5年7月31日
住所	岐阜市津島1丁目1番地
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
有効期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合

一定以上の所得がある人とは、課税所得※1が28万円以上の被保険者およびその同一世帯の被保険者で、「年金収入※2+その他の合計所得金額※3」が200万円(被保険者が2人以上いる世帯の場合は合わせて320万円)以上の人です。ただし、住民税非課税世帯の人は1割負担となります。

- ※1 前年の収入から給与所得控除や公的年金等控除など、所得控除(基礎控除や社会保険料控除など)を引いた後の金額(住民税納税通知書の「課税標準」の金額)です。
- ※2 遺族年金や障害年金は含みません。
- ※3 事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを引いた後の額です。

2割負担になる人で高額療養費の口座が登録されていない場合には
9月下旬に岐阜県後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送します

- 窓口負担割合が2割となる人には、10月以降の外来診療での負担増加額を1カ月あたり3,000円までに抑える配慮措置があります。
- 該当になる場合には、登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。
- 申請書が届きましたら、必要事項をご記入いただき、返信用封筒で返送してください。
- 返信用封筒の宛先は、岐阜県後期高齢者医療広域連合が業務を委託した業者となっていますので、ご了承ください。(返信用封筒の宛先住所は「大阪市西区」です)

ご注意ください!

- 申請書は必ず郵送でお届けします。厚生労働省や市町村が、電話や訪問で口座情報の登録をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることは**絶対にありません。**
- 不審な電話があったときは、警察署または消費生活センターなどにお問い合わせください。

詳しくは、9月中旬頃にお届けする保険証(薄い青色)に同封のリーフレットをご覧ください。

問 健康福祉課 ☎32-1105

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある人へ(追納制度について)

国民年金保険料(以降、年金保険料)の全額・一部免除、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、年金保険料を全額納めた場合と比べて、老齢基礎年金(65歳から受け取れる年金)の受け取り額が少なくなります。

免除などの承認を受けた期間の年金保険料は、10年以内であれば遡って古い月分から追納することにより、将来受け取る老齢基礎年金を増やすことができます。

ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

- ※一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません。(例えば、3/4免除の期間を追納する場合は、残りの1/4の保険料を納めている必要があります)
- ※追納のお申し込み・ご相談は大垣年金事務所をお願いします。

問 大垣年金事務所 ☎78-5166
住民環境課 ☎32-1104